

人権について考えてみよう ⑤



3日(金)～6日(木)は障害者週間です

障害者週間を知っていますか。障害者基本法は「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない」と定め、国際障害者デーである12月3日から、障害者の日である12月9日までの1週間を、障害者週間としました。

障害のある人が、住み慣れた所で、地域に住む人々とともに、生涯を通じて、安全にいきいきとした生活を送ることは、ごく普通のことです。

しかし、障害のある人の社会参加を阻害するものとして、障害やその特性に対する理解不足や思い違いがあります。

この問題を解決するためには、生活や教育、雇用、保健、医療など人々が行う活動すべての場面において、行政や団体などの枠を超えた連携が必要となります。その際に重要なことが、目的や情報などの共有です。市では、この障害者週間に、地域自立支援協議会や県立広島大学

などと協働で、障害者週間フォーラムや展示啓発などを開催します。

障害のある人の福祉について、関心と理解を深めるためには、市民協働の取り組みが欠かせません。すべての人が社会・経済・文化・そのほかあらゆる分野の活動に、積極的に参加でき、また、ひとりの市民としていきいきと暮らせるようなまちづくりを、ともにめざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

障害者週間フォーラム

とき 4日(土)13時

30分

ところ 県立広島大学

三原キャンパス(学園町)

内容 障害のある人の雇用や

就労について、先進的な企業の

の取り組みなどを紹介

定員 200人(先着順)

参加費 無料

※希望者は直接会場へ。

問い合わせ先 社会福祉課(☎0

8488⑥76060 FAX0848

⑥42130)



人権標語

(中学2年生)

絶やそうよ 命をうばう いじめの根



内職の募集に申し込んだが、事業者と連絡不通に

《相談内容》

新聞のチラシ広告に、案内状を書く内職の募集があったので、問い合わせた。内職に慣れるため、教材の購入と指導料に25万円が必要とのことだった。迷ったが、仕事は確実であり、月5～10万円は収入がある」と説得され、契約・入金した。教材での練習終了後、事業者と連絡すると、電話が通じなくなっていた。

《アドバイス》

まずは、手紙で連絡をとってみましょう。しかし、所在不明で戻ってきたら、返金を求めることは難しいでしょう。

これは「内職商法」といって、仕事を提供すると勧誘しながら、実際は商品などを売りつけるのが目的です。また、事業者は手持ちの資金が少なくても事業に参

入できるため、商品などの販売に行き詰まると倒産などに陥り、結局は消費者に被害が及ぶこととなります。「在宅の短時間で、簡単に収入が得られる」と勧誘してきますが、要注意です。被害に遭わないために、次のことに気を付けましょう。

▼仕事を始める前に、何らかの高額な代金を支払う契約は避けましょう。

▼試験に合格すれば仕事を紹介するという場合、簡単に試験に合格できるという業者には気を付けましょう。「確実に〇万円稼げる」と言われた場合は、事前に契約内容がわかる書面に目を通し、仕事の条件や内容、報酬額を必ず確認しましょう。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848⑥76410
とき 23日、29日～31日を
除く月～金曜日9
時～12時、13時～16
時

12月の巡回相談
10日(金)14時～16時
本郷福祉センター
17日(金)14時～16時
久井保健福祉センター
24日(金)10時～12時
大和保健福祉センター
問い合わせ先 商工振興課
☎0848⑥76072
FAX0848⑥4103)